

平成 2 7 年度

第 1 8 回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成 2 7 年 1 2 月 1 日 (火)
開会 1 3 時 3 5 分 閉会 1 4 時 5 7 分

場 所 教育委員室

平成 2 7 年度
第 1 8 回大分県教育委員会

【議 事】

- (1) 議 案
第 1 号議案 教育庁の管理職人事について

- (2) 報 告
平成 2 7 年第 4 回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について
県立屋内スポーツ施設基本設計者選定の結果について

- (3) 協 議
平成 2 8 年度大分県教育庁等職員(埋蔵文化財担当)採用選考について
教職員の服務について

- (4) その他

【内 容】

1 出席者

委員	教育長	工藤利明
委員	委員	林浩昭
委員	委員	岩崎哲朗
委員	委員	松田順子
委員	委員	首藤照美
委員	委員	高橋幹雄

欠席委員なし

事務局	教育次長	宮迫敏郎
	教育次長	落合弘
	教育次長	大城久武
	参事監兼教育財務課長	岡田雄
	参事監兼高校教育課長	岩武茂代
	教育改革・企画課長	能見駿一郎
	教育人事課長	藤本哲弘
	福利課長	姫野浩之
	義務教育課長	後藤榮一
	生徒指導推進室長	江藤義
	特別支援教育課長	後藤みゆき
	社会教育課長	曾根崎靖
	人権・同和教育課長	甲斐順治
	文化課長	野尻明敬
	体育保健課長	蓑田智通
	教育改革・企画課主幹	伊藤功二
	教育改革・企画課主査	石丸一輝

2 傍聴人

2 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成27年度 第18回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、林職務代理者をお願いしたいと思います。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。
会議の終了は15時05分を予定しています。
よろしく申し上げます。

議 事

(工藤教育長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第1号議案及び協議の 、 については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第1号議案及び協議の 、 については、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【報 告】

平成27年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

(工藤教育長)

それでは、報告第1号「平成27年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」能見教育改革・企画課長から報告いたします。

(能見教育改革・企画課長)

報告第1号について説明いたします。資料3ページをお開きください。

平成27年第4回定例県議会に上程された議案のうち、教育委員会関係分として、中ほどの「1議案名」にある「平成27年度大分県一般会計補正予算(第3号)」など4議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から教育委員会の意見を求められました。

本来なら知事への回答にあたり、教育委員会であらかじめ議決していただくところですが、日程の都合上、協議できませんでしたので、大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第3条第1項に基づき教育長が臨時代理として処分しました。

資料2ページのとおり異議のない旨回答しましたので、規則第3条第2項に基づき、本委員会に報告いたします。

各議案の内容等につきましては、担当課長より順次説明いたしますので、よろしくお願いします。

(蓑田体育保健課長)

資料19ページをお開きください。「平成27年度大分県一般会計補正予算(第3号)」県立スポーツ施設建設事業に係る債務負担行為の設定について説明いたします。

県立屋内スポーツ施設の建設事業は、2年以上の長期にわたる工事であり、特に平成31年9月から始まるラグビーワールドカップのおもてなし施設として活用することから、できるだけ早期に工事を発注し1日も早く完成させる必要があると考えています。

こうしたことから、来年度発注予定であった実施設計についてもこれを前倒して本年度中に契約できるよう、今回の11月補正予算において79,476千円を債務負担行為として提案されました。

これにより、平成31年7月末に予定していた竣工時期を、現時点の想定では、概ね3ヶ月程度前倒しできると考えており、平成31年9月から始まるラグビーワールドカップに向けた準備をしっかりと行うことができると考えています。

以上でございます。

(藤本教育人事課長)

資料20ページをお開きください。「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」説明いたします。

「1 本条例の趣旨」にありますとおり、常勤職員の公務災害は地方公務員災害補償法で補償されていますが、非常勤職員の公務災害については本条例で補償されています。「2 被用者年金制度一元化」にありますとおり、本年10月1日に共済年金が厚生年金に統合されました。これに伴い、「3」にありますとおり、常勤職員について定めた地方公務員災害補償法施行令が改正され、9月30日公布、10月1日施行されました。今回の条例改正は、その趣旨に準じて「4」及び「5」のとおり、非常勤職員の公務災害補償に係る条例の規定を整備するものです。「4 併給調整」のように、障害共済年金と公務災害補償の併給について、以前は二通りのやり方がありましたものを一元化する形への改正となります。

なお、「6」にありますとおり、本年10月1日に遡及して施行の予定です。これについては総務省の条例案に準じた取扱いとなります。

以上でございます。

(蓑田体育保健課長)

資料26ページをお開きください。「大分県食育推進条例の制定について」教育委員会関連部分を説明いたします。

「1 背景」についてですが、食育基本法が平成17年に施行され、県では大分県食の安全・安心推進条例や大分県食育推進計画の策定により、生きる上で基本となる食の知識・能力を育てる食育を推進してきました。現在、学校給食での地産地消の取組等を進めていますが、今後さらに食育を県民運動として展開し、継続的・持続的な取組ができるよう本条例を制定するものです。「2 これまでの経緯」ですが、大分県食

育推進会議や県長期総合計画推進委員会の委員から食育の推進についてご意見をいただいております。「3 条例案の概要」ですが、県民の心身の健康増進と豊かな人間形成を基本理念として、関係者の責務・役割や基本的施策を示しています。食育推進条例の制定は九州では初、全国では兵庫県、広島県、岐阜県に次いで4番目となります。

条例案について、教育委員会関係部分を説明いたします。資料14ページをお開きください。

児童生徒が将来にわたって健康で豊かな生活を実現するため、食に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を営む能力を培うことは大変重要です。資料15ページの第5条で、「教育関係者等の役割」、次の16ページの第11条で、「学校、保育所等における食育の推進」が示されており、学校等における食育の推進が位置づけられています。具体的には、栄養教諭等を中心に、学校給食や生産者との交流、食文化の継承等を通じて食育を推進するとともに、普及啓発を図るため11月19日のおおいた食の日及び食育ウィークにおいて、地場産物を活用した学校給食や弁当の日などに取り組みます。

条例の施行日は平成28年4月1日としております。

以上でございます。

(岡田参事監兼教育財務課長)

資料18ページをお開きください。「大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について」です。説明については27ページをお開きください。

「1 改正内容」ですが、大分県立佐伯豊南高等学校及び大分県立佐伯鶴岡高等学校を廃止するものです。

「2 改正理由」ですが、高校改革推進計画に基づき、この2校を統合し平成26年4月に新たな佐伯豊南高等学校を開校したことに伴い、両校は平成26年度から生徒の募集を停止しており、平成25年度以前に入学した生徒が28年3月で卒業しますので、両校を廃止するものです。

「3 施行期日」ですが、平成28年4月1日としております。

次のページに新旧対照表を掲げておりますので、参考としてご覧ください。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(岩崎委員)

県立スポーツ施設建設事業に係る債務負担行為について、これにより3ヶ月程度竣工が前倒しになり、ラグビーワールドカップに向けた準備をしっかりと行えることは大変素晴らしいことです。

今回の債務負担行為は全体のうちの一部に関するものであり、県民からすると、どの程度の費用をかけてどのようなものができるかということについて非常に関心があると思いますので、県立屋内スポーツ施設の建設は全体でどのくらいの予算を考えており、今回の債務負担行為がどの部分ということを説明していただきたいと思います。

(菟田体育保健課長)

工事費については、全体で上限を65億円と考えています。後ほどの基本設計者選定結果の報告にて説明したいと思います。

(林職務代理人)

食育推進条例の第11条に関して、この条例が可決されれば、栄養教諭の役割は非常に重要になると思いますが、栄養教諭は数の面で足りている状況にありますか。

(菟田体育保健課長)

現在、栄養教諭は31名となっています。栄養教諭の活動等を充実させることも必要と思いますので、もう少し増やしたいというところです。

(林職務代理人)

この条例は栄養教諭を増やす根拠になるのではないかと思います。

(松田委員)

食育推進条例の前文で、「食」は心身の健康にとって大事だということ、課題として朝食の欠食、生活習慣病の増加、加えて健全な食生活を営む能力を培うことが極めて重要であると記載しています。私は10年ほど前からスクールカウンセラーとして活動する中で、高校に炭酸飲料を販売する自動販売機が設置されていることに疑問を感じています。朝食を食べずに炭酸飲料を飲むとカルシウムが失われ健康によくないと言われていたので設置しない方がよいのではないですかと学校に伝えたところ、生徒会とPTAの要望で設置しているので撤去できないと言われました。

「食」をしっかりと教育していくのであれば、生活習慣病や欠食など、栄養教諭がいなくても、保健体育の教諭が十分勉強していると思うので、しっかり指導できるのではないのでしょうか。炭酸飲料について、思春期に摂取するのはカルシウム分が不足して特に女子に悪いという話を養護教諭にしたところ、悪いことは承知していると言われました。これらの

ことから、高校に炭酸飲料を販売する自動販売機を設置することについて高校教育課に質問したいと思います。

(岩武参事監兼高校教育課長)

生徒会の要望で設置しているという認識は全くありませんでした。自動販売機は、学校によっては昼休みと放課後だけ使用可能というように制限をかけており、いつでも購入できるような状態にはしていません。そういう学校の方が多いのではないかと思います。炭酸飲料の販売の有無については確認できていません。

(松田委員)

炭酸飲料を販売する自動販売機が設置されているので、ぜひ見ていただきたいと思います。学校教育の現場なのでただ食べるとか、欠食しているとかいうことではなくしっかり対応してもらいたいと思います。私が勤務する大学の学生にも、朝食を欠食する学生が10人くらいいますが、朝食を持ってこさせて1時間目の授業の中の5分間くらいで食べさせ、その際に食の重要性について説明することもあります。

栄養教諭じゃなければ食に関する指導ができないという考え方もおかしいと思います。すべての教員が学校の中で食に関する指導が十分にできるようにしてほしいと思います。

(蓑田体育保健課長)

高校に栄養教諭は配置されていませんが、小中学校において食に対する感謝の念や理解を深める取組を進めるためにも、栄養教諭が必要ではないかと思います。

屋内スポーツ施設基本設計者選定の結果について

(工藤教育長)

それでは、報告第2号「屋内スポーツ施設基本設計者選定の結果について」蓑田体育保健課長から報告いたします。

(蓑田体育保健課長)

県立屋内スポーツ施設整備の一環として、基本設計を行う設計者の選定を、公募型プロポーザル方式で行ってりましたが、11月22日に実施した第3回選定委員会において最優秀者等が決定しましたので報告いたします。

最優秀者は株式会社石本建築事務所の能勢修治さん、次点者は株式会社梓設計九州支社の永廣正邦さんです。

前回の教育委員会会議で、第1次審査終了までの経緯について説明さ

せていただきましたが、第2次審査では公開によるプレゼンテーションとヒアリングが行われ、第1次審査の内容を再確認した上で総合的に審査され、最優秀者と次点者が選定されました。いずれも優れた提案ばかりでしたが、施設の機能性、工期とコストの妥当性、デザインイメージの実現性等について議論を尽くし、能勢さんが最優秀者に選ばれました。

能勢さんの提案の特徴について説明いたします。まず、デザインについてですが、建築地周辺の環境・景観に配慮し、大分銀行ドームの巨大なスケールを周辺の緑地になじませていくグラデーションとしての役割を持たせたボリュームと外観となっています。次に、敷地内の配置についてです。隣接する大分銀行ドームとの連携を重視し、メインアプローチに多目的アリーナの正面入口を合わせることで、両施設への円滑な人の流れを生み出す工夫がされています。施設のコンセプトとしては、多目的アリーナへの「上段の間」の設置、屋根部分への大量の県産材の使用等により、建物全体に武道場としての品格を持たせることを強く意識しています。また、「交流の土間」を利用したユニークなスポーツ振興の提案など明確なものとなっています。さらに、ライフサイクルコストの低減に関しても、自然採光や通風による自然エネルギー利用等の合理的な提案がなされています。

近く、最優秀者の所属する事務所と基本設計の業務委託に関する協議を開始し、12月上旬には基本設計に着手することになります。

なお、今回のプロポーザルは、あくまで設計者を決定するものです。施設の具体的な設計作業にあたっては、設計者の優れた提案を活かしつつ、関係団体の要望も考慮した県としての方針を踏まえ、設計者と協議を重ね、必要に応じて変更も加えながらよりよい施設となるよう進めていきたいと考えています。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(岩崎委員)

大変すばらしいデザインだと思います。全体の予算が65億円ということ、また、今回の債務負担行為の額が約7,590万円と聞きましたが、これは当初計画の範囲内なのでしょうか。このデザインだと全体としてどのくらいの額になりそうですか。

(菟田体育保健課長)

今回の基本設計者選定におきましては、武道競技の推進拠点として活用できる施設整備など7つの整備基本方針を示すとともに、全体工事費

を65億円を上限として設定して提案を募集しましたので、基本的には65億円を超えることはありません。

(岩崎委員)

今後、建設業者を決める段階で金額が固まるということですか。

(蓑田体育保健課長)

基本設計の後に行われる実施設計の段階で、概ね金額は固まることになるとは思いますが、上限は65億円ということを前提としています。

(工藤教育長)

債務負担行為については、14,000㎡程度でおおよそ8,000万円弱と面積から積算した金額ですが、全体工事費については65億円が大前提ですので、その範囲内で収めていくつもりで考えています。

(林職務代理者)

日田高校の体育館は県産材を使用しており、とてもすばらしいものですが、屋内スポーツ施設はそれよりも大きい建物になるのですか。

(蓑田体育保健課長)

大きくなりますが、全てが木材ではなく鉄骨も使われます。

(松田委員)

オランダ等の学校に行ったときに、光を入れてなるべくライトを使わないようにしているとの説明を受けました。日本の体育館では、天気の良い日でも電気を付けるところがあります。光の取り入れ方はどのようになっていますか。エコな電気を使うのでしょうか。

(蓑田体育保健課長)

図にあるように、光を十分に取り入れられるようガラスが取り入れられています。通気性についても、配慮されています。

(高橋委員)

競技によっては、光のために見えにくくなることもあると思います。ガラスが磨りガラスなのかクリアなガラスなのかということもありますが、光が入ると審判が判断しにくいことも考えられますので、そこは配慮していただきたいと思います。

(蓑田体育保健課長)

そこは、これから競技団体の意見も聴きながら、考えていきたいと思

います。

(高橋委員)

ぜひ、いいものをつくっていただきたいと思います。

(工藤教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でその他、何かございませんか。

【その他】

大分県武道祭について

(高橋委員)

12月6日(日)に県立総合体育館で、大分県武道祭が開催されます。武道教育が始まったこと、また、屋内スポーツ施設の整備も行われますので、ぜひ見学していただきたいと思います。よろしくお願いします。

(工藤教育長)

議会中のため、最後まで見ることはできませんが、私も出席しますので、委員の皆さんも行ける方はよろしくお願いします。

(松田委員)

武道とダンスが必修化されましたが、中学校段階でどのような種目が実際に行われているのでしょうか。

(蓑田体育保健課長)

武道では柔道、剣道、相撲、なぎなた、それを踏まえて空手ができるようになっています。空手だけではできませんが、柔道と空手ではできるようになっています。また、それらの講習会を行っています。同様にダンスも研修を行っています。

(松田委員)

ダンスは自分で講習会を行いますので、どのようなことをするのか知っていますが、義務教育段階で武道はどのようなことをするのか知りたくて質問しました。ありがとうございました。

(工藤教育長)

他にございませんでしょうか。

では、先に非公開と決定しました議事を行いますので、関係課室長のみ入室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【議案】

第1号議案 教育庁の管理職人事について

(工藤教育長)

第1号議案の審議に先立ち、同議案の記録及び会議録の扱いについて、はじめにお諮りします。

大分県教育委員会会議規則第14条第2項の規定では、「議事録中議事に関する部分は、要領筆記によって記録するものとする。ただし、教育長は、委員の同意を得て、記録する必要のない事項については、これを除くことができる」となっています。

第1号議案の議事は、職員の人事異動に関することですので、これを記録することは適当でないと考えます。従って、同条同項のただし書きを適用して、記録する必要のない事項としたいので、委員の同意を求めます。

賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手)

委員の同意を得ましたので、そのように取り扱います。

では、ただ今から、第1号議案の審議を始めますが、本議案の審議に必要な職員のみ入室を認めます。記録をする職員及びその他の職員は退出してください。

【協議】

平成28年度大分県教育庁等職員(埋蔵文化財担当)採用選考について

(工藤教育長)

それでは、協議の「平成28年度大分県教育庁等職員（埋蔵文化財担当）採用選考について」藤本教育人事課長から説明いたします。

（説明）

（工藤教育長）

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

（質疑・意見等）

（工藤教育長）

ご意見を踏まえて、進めてまいりたいと思います。

教職員の服務について

（工藤教育長）

それでは、協議の「教職員の服務について」藤本教育人事課長から説明いたします。

（説明）

（工藤教育長）

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

（質疑・意見等）

（工藤教育長）

ご意見を踏まえて、考えていきたいと思います。

（工藤教育長）

それでは、最後にその他、何かございませんか。
ないようですので、これで平成27年度第18回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

平成27年度第18回大分県教育委員会会議次第

日時 平成27年12月1日(火)

13:35～15:05

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案

第1号議案 教育庁の管理職人事について

(2) 報 告

平成27年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について
県立屋内スポーツ施設基本設計者選定の結果について

(3) 協 議

平成28年度大分県教育庁等職員(埋蔵文化財担当)採用選考について
教職員の服務について

(4) その他

4 閉 会

報告第一号

平成二十七年第四回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）第三条第一項の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理し処分したので、同条第二項の規定により報告する。

平成二十七年十二月一日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

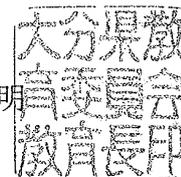
教委教改第 1623 号

平成27年11月25日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県教育委員会

教育長 工藤 利明



議案に対する教育委員会の意見について (回答)

平成27年11月19日付け財第422号で照会のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

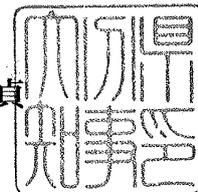
原案のとおり提出することに異議ありません。

財 第 4 2 2 号
平成 2 7 年 1 1 月 1 9 日

大分県教育委員会

教育長 工 藤 利 明 殿

大分県知事 広 瀬 勝 貞



議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議 案 名

- ・平成 2 7 年度大分県一般会計補正予算（第 3 号）関係部分
- ・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- ・大分県食育推進条例の制定について
- ・大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について

2 議案提出県議会

平成 2 7 年第 4 回定例県議会

第107号議案

平成27年度 大分県一般会計補正予算（第3号）

平成27年度大分県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成27年11月26日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

(2)

第 1 表 繰越明許費				
款	項	事業名	金額	千円
6 農林水産業費				351,500
	3 農地	費		54,000
			危険ため池緊急整備事業費	54,000
	4 林業	費		34,000
			地すべり防止事業費	34,000
	5 水産	業費		263,500
		沿岸漁場基盤整備事業費	201,600	

		水産流通基盤整備事業費	61,900
8 土 木 費			889,000
	2 道 路 橋 梁 費		76,000
		(公) 道路改良事業費	28,000
		(公) 地域活力基盤道路改良事業費	48,000
	3 河 川 海 岸 費		416,000
		(公) 広域河川改修事業費	28,000
		(公) 統合一級河川整備事業費	14,000
		河川関係受託事業費	17,000
		(公) 通常砂防事業費	30,000
		(公) 火山砂防事業費	94,000
		(公) 特定緊急砂防事業費	82,000

(4)

	(公) 地すべり対策事業費		54,000
	(公) 急傾斜地崩壊対策事業費		97,000
5	都市計画費		397,000
	(公) 都市計画街路事業費		301,000
	(公) 地域活力基盤街路改良事業費		96,000
合	計		1,240,500

第 2 表

債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
県立スポーツ施設建設事業	平成 27 年度 から 平成 28 年度 まで	千円 79,476

第百十一号議案

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年十一月二十六日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十三年大分県条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	〇・七三
	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	〇・八六
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	〇・八八
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第	

(16)

	三十四号。以下「国民年金等改正法」という。) 附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)	〇・七五
	国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	〇・七五
	国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」という。)	〇・八九
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	〇・七三
	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	〇・八三
	障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	〇・八八
	旧船員保険法による障害年金	〇・七四
	旧厚生年金保険法による障害年金	〇・七四
	旧国民年金法による障害年金	〇・八九
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金(以下単に「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。)	〇・八〇
	遺族厚生年金等(当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	〇・八四
	遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	〇・八八
	国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	〇・八〇

国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	〇・八〇
国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	〇・九〇

附則第六条第二項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	〇・七三
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	〇・八六
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	〇・八八
旧船員保険法による障害年金	〇・七五
旧厚生年金保険法による障害年金	〇・七五
旧国民年金法による障害年金	〇・八九

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。

（経過措置）

- 新条例附則第六条の規定は、平成二十七年十月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十四年一元化法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十二条第二項に規定する公務等による旧

職域加算障害給付（平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十九条第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下この項において「平成二十七年地共済経過措置政令」という。）第七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第八十七条第二項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成二十七年地共済経過措置政令第七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第九十九条の二第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（平成二十四年一元化法附則第五十六条第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第六条第一項の規定は、適用しない。

（年金たる補償及び休業補償の内払）

- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例の規定により支給される年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

理 由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により共済年金が厚生年金に統合されたこと等に伴い、年金たる補償又は休業補償と同法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金等との調整を行う必要があるので提出する。

第百十八号議案

大分県食育推進条例の制定について

大分県食育推進条例を次のように定める。

平成二十七年十一月二十六日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県食育推進条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第九条）

第二章 基本的施策（第十条―第十八条）

第三章 大分県食育推進会議等（第十九条・第二十条）

附則

「食」は心身の健康にとって、その基本となる極めて大切な要素である。とりわけ、将来の大分の発展を支える子どもたちが豊かな人間性を育み、健全でたくましく育つためには、何よりも「食」が重要である。また、大分県は山、海、川、温泉等豊かな自然に恵まれており、気候、風土及び歴史に根付いた特色ある多様な「食」の文化が育まれている。

しかしながら、近年、若い世代の朝食の欠食、生活習慣病の増加等「食」を取り巻く多くの問題が生じている。

こうした状況の中、県民が健康で豊かな生活を表現するためには、私たち一人ひとりが、自然の恩恵と食に関わる人々の活動への感謝の念及び理解を深めつつ、「食」に関する正しい知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を営む能力を培うことが極めて重要である。

このような認識に立ち、私たち県民は、県、市町村及び県民等の連携と協働により、家庭、学校及び地域の食育に関わる人々の相互理解を深め、生涯にわたる健全な食生活の実現を目指して食育を推進していくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、食育の推進に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、食育の推進のための施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康で豊かな生活の実現に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、県民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資するよう推進されなければならない。

らない。

2 食育は、県民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っていること及び食に関わる人々の様々な活動により支えられていることについて、感謝の念及び理解が深まるよう配慮して行わなければならない。

3 食育は、県、市町村及び県民等の連携と協働により行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、食育の推進のための総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(県民の役割)

第四条 県民は、食育において家庭が重要な役割を担っていることに鑑み、食に関する知識を深めるとともに、生活のあらゆる分野において、生涯にわたって健全な食生活の実現を図るよう努めるものとする。

(教育関係者等の役割)

第五条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する団体は、食育における教育等の重要性に鑑み、あらゆる機会と場所を利用して、それぞれの分野において、積極的に食育の推進に努めるものとする。

(農林水産業者等の役割)

第六条 農業、林業又は水産業（以下「農林水産業」という。）を営む者及び農林水産業に関する団体は、食育における食料生産の重要性に鑑み、安全な食料を供給するとともに、食料生産の過程における様々な体験活動等を通じて県民の自然の恩恵に対する感謝の念及び食に関わる人々の活動に対する理解が深まるよう食育の推進に努めるものとする。

(食品関連事業者等の役割)

第七条 食品の製造、加工、流通若しくは販売又は食事の提供（以下「食品関連事業」という。）を行う事業者及び食品関連事業に関する団体は、食品の安全性の確保が健全な食生活の基盤であることに鑑み、安全な食品を提供し、食に関する情報を提供するとともに、その事業活動に関し自主的かつ積極的に食育の推進に努めるものとする。

(市町村との連携)

第八条 県は、食育の推進に関する施策を地域の実情に応じて効果的に実施するため、市町村との密接な連携を図るものとする。

(財政上の措置)

第九条 県は、食育の推進のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(家庭、職場及び地域社会における食育の推進)

第十条 県は、家庭、職場及び地域社会において、県民の健全な食習慣が確立されるよう、食生活の改善に取り組む団体、栄養士その他の食育に携わる者と連携し、栄養及び食習慣に関する知識の普及その他の食育の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第十一条 県は、学校、保育所等において、子どもの健全な食生活の実現を図り、食に対する感謝の念及び理解が深まるよう、栄養教諭その他の食育に携わる者と連携し、食に関する体験活動の機会の提供その他の食育の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進等)

第十二条 県は、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食に対する県民の理解と関心の増進を図るため、生産者と消費者との交流の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地産地消の促進)

第十三条 県は、食と農林水産業の関わりについて県民の理解を深め、豊かな食生活の実現に資するため、県内で生産された農林水産物が県内において積極的に消費されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(食文化の継承のための取組の促進)

第十四条 県は、県内の伝統的な食文化の継承を推進するため、地域の食文化を次世代へ伝える活動の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境に配慮した食育の推進)

第十五条 県は、食育の推進に当たっては、食品廃棄物の発生抑制及び再生利用に関する県民の理解が深まるよう必要な措置を講ずるものとする。

(食育活動者の育成等)

第十六条 県は、健全な食生活を営む上で必要な知識及び技術の普及啓発のため、市町村と連携し、食育の推進に関する活動に携わる者及び団体の育成及び支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(食育の推進に関する情報提供等)

第十七条 県は、食育を推進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(おおいた食の日及びおおいた食育ウィーク)

第十八条 十一月十九日をおおいた食の日とし、当該おおいた食の日の属する週をおおいた食育ウィークとする。

2 県は、前項のおおいた食の日及びおおいた食育ウィークに、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事を重点的かつ効果的に行うものとする。

第三章 大分県食育推進会議等

(大分県食育推進会議)

第十九条 食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、食育基本法(平成十七年法律第六十三号)第三十二条第一項の規定に基づき、大分県食育推進会議(以下「食育推進会議」という。)を置く。

2 食育推進会議は、大分県食育推進計画を作成し、及びその実施の推進に関する事項を審議する。

3 食育推進会議は、委員二十五人以内で組織する。

- 4 委員は、食育に関して知識と経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(大分県食育推進計画)

第二十条 大分県食育推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 食育の推進に関する活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に作成されている食育の推進に関する県の基本的な計画は、第十九条第二項の規定により作成された大分県食育推進計画とみなす。
- 3 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、第十九条第五項の規定にかかわらず、平成二十九年七月三十一日までとする。

(大分県食の安全・安心推進条例の一部改正)

- 4 大分県食の安全・安心推進条例(平成十七年大分県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 削除

理 由

食育の推進に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、食育の推進のための施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康で豊かな生活の実現に資するため、条例を制定したいので提出する。

第二百二十八号議案

大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について

大分県立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年十一月二十六日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

大分県立学校の設置に関する条例（昭和三十九年大分県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表の高等学校の部の大分県立佐伯豊南高等学校の項及び大分県立佐伯鶴岡高等学校の項を削り、同部の大分県立佐伯豊南高等学校（平成二十五年度に設置されたものをいう。）の項中「（平成二十五年度に設置されたものをいう。）」を削る。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

理 由

高校改革推進計画に基づき、在校生が卒業する県立佐伯豊南高等学校及び県立佐伯鶴岡高等学校を廃止したいので提出する。

第107号議案 県立屋内スポーツ施設建設事業に係る債務負担行為の設定について

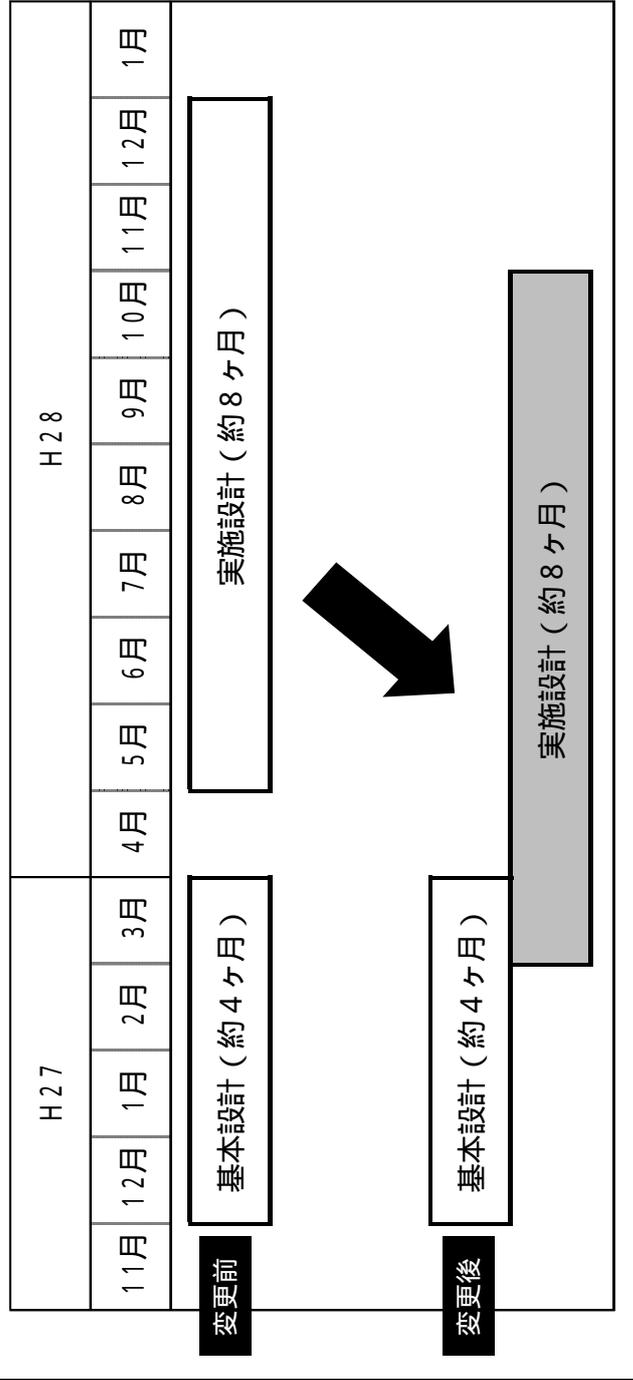
実施設計等を年度内に着手(契約)することで、早期の工事竣工を目指す。

予算(債務負担行為額: 79,476千円)

実施設計 75,894千円

地質調査 3,582千円

設計スケジュールの変更



第 1 1 1 号議案

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

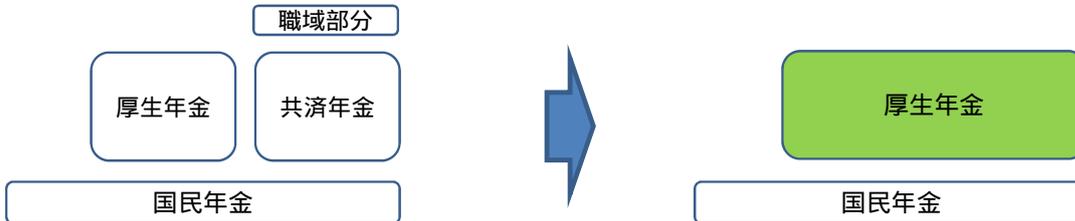
1 本条例の趣旨

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害について本条例で補償
(常勤職員は地方公務員災害補償法で補償)

対 象	適用法・条例
常勤職員	地方公務員災害補償法
議会の議員・非常勤職員	議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例

2 被用者年金制度一元化(厚生年金と共済年金を厚生年金に統一)

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」 公布:H24.8.22 施行:H27.10.1
【制度改正前】 【制度改正後】

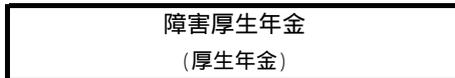


3 常勤職員に係る公務災害補償の改正

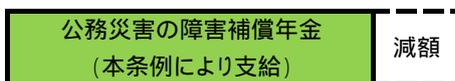
「地方公務員災害補償法施行令改正」 公布:H27.9.30 施行:H27.10.1

4 併給調整(制度改正前)

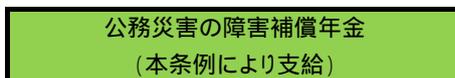
障害厚生年金と本条例で支給する公務災害による「障害補償年金」が併給される場合、障害補償年金を減額



+

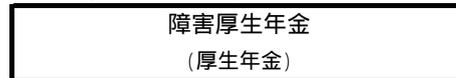


+

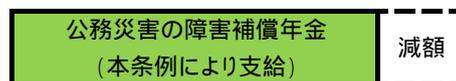


5 併給調整(一元化後)

障害厚生年金と本条例で支給する公務災害による「障害補償年金」が併給される場合、障害補償年金を減額(左記 と同様)



+



6 条例改正・施行について

本条例を平成27年第4回定例会に上程
(施行予定日:総務省条例案に準じH27.10.1に遡及)

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

改正案

附則

(他の法令による給付との調整)
 第六条 略

厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第六十二号。以下「平成十四年一元化法」という。)(附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金(以下単に「障害厚生年金等」という。))及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による障害基礎年金(同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)(障害厚生年金等)(当該補償の事由となつ	・七三
---	-----

現行

附則

(他の法令による給付との調整)

第六条 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の上欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる補償の年額に、道標の上欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ道標の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。

国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。)(附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧船員保険法の障害年金」という。))	・七五
国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。))	・七五
国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧国民年金法の障害年金」という。))	・八九
厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百	

		傷病補償年金	
		<p>た障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p> <p>障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について「障害厚生年金」又は平成十四年一元化法附則第二十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金）以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）</p>	・八六
		<p>国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち「障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）</p> <p>国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち「障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）</p> <p>国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち「障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）</p>	・七五 ・七五 ・八九
	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p> <p>障害厚生年金等（当該補償の事由となつ</p>		・七三
		傷病補償年金	
		<p>十五号）の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）の規定による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）</p> <p>障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p> <p>障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について「国家公務員共済組合法」昭和三十三年法律第二百八号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和二十七年法律第五百一十一号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は「障害厚生年金」が支給される場合を除く。）</p>	・八六 ・七三
	<p>旧船員保険法の障害年金</p> <p>旧厚生年金保険法の障害年金</p>		・七四 ・七四
			・八八

遺族補償年金	た障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	・八三
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について 障害厚生年金 又は 平成十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金 若しくは 平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金 が支給される場合を除く。）	・八八
遺族補償年金	旧船員保険法による障害年金	・七四
	旧厚生年金保険法による障害年金	・七四
	旧国民年金法による障害年金	・八九
	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条の規定による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	・八
遺族補償年金	遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	・八四
	遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について 遺族厚生年金 又は 平成十四年一元化法附則第二十七条第一項に規定する給付のうき遺族共済年金 若しくは 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうき遺族共済年金	・八八

遺族補償年金	旧国民年金法の障害年金	・八九
	障害厚生年金及び障害基礎年金	・七三
遺族補償年金	障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	・八三
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について 障害共済年金 又は 障害厚生年金 が支給される場合を除く。）	・八八
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	・八
	国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	・八
	国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	・九
	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	・八
遺族補償年金	遺族厚生年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される	・八四

障害厚生年金等及び障害基礎年金	・七三
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	・八六
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化改正前国共済法による障害共済年金等若しくは平成二十四年一元化改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	・八八
旧船員保険法による障害年金	・七五
旧厚生年金保険法による障害年金	・七五

2

略	<p>全が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金</p> <p>国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</p> <p>国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</p> <p>国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</p>	<p>・八</p> <p>・八</p> <p>・九</p>
---	--	-------------------------------

旧国民年金法の障害年金	・八九
旧厚生年金保険法の障害年金	・七五
旧船員保険法の障害年金	・七五
障害厚生年金及び障害基礎年金	・七三
障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	・八六

2

<p>休業補償の額は、同一の事由について次の表の上欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を三百六十五で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。</p>	<p>場合を除く。）</p> <p>遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の適用による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は寡婦年金</p>	<p>・八八</p>
---	--	------------

旧国民年金法による障害年金

・八九

障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）

・八八

第118号議案「大分県食育推進条例」の制定について

1 背景

- 平成17年 「食育基本法」施行
- 平成17年 「大分県食の安全・安心推進条例」施行
(第24条で県の食育推進を規定)
- 平成18年 「大分県食育推進計画」策定(5か年計画。現在、2期目の最終年)

課題

- 子どもたちを取り巻く食環境の変化(6つの「こ食」等)
- 若い世代の朝食欠食、生活習慣病の増加
- 平均寿命と健康寿命の差が長い(「健康寿命日本一」への取組)

これらの課題を解決するためには、県民一人ひとりが食への関心を高め、食育を実践していく必要がある。食育を「県民運動」として展開し、継続的・持続的な取組ができるよう本条例を制定する。

2 これまでの経緯

- 平成26年 7月 大分県食育推進会議(外部有識者20名で構成)
 - 多様な主体が参加できるテーマを設けるなど、統一的なマネジメントで食育を盛り上げていくような覚悟を決めた取組をしてほしい
- 平成26年 8月 「安心・活力・発展プラン2005」推進委員会
 - 食育と子育てをつなげていく取組を進めるとよい
 - 食を通じたコミュニケーションづくりが大切
- 平成27年 4月 大分県食育推進会議
 - 条例制定等について活発な議論
- 平成27年 6月 3つの団体から条例制定の要望書が提出される
 - 恩賜財団母子愛育会大分県支部… 会員 1,335名
 - 県食生活改善推進協議会… 会員 2,529名
 - 県栄養士会… 会員 773名
- 平成27年 9月 県意見見募集(パブリックコメント)
 - H27.9.7~10.6 (7人、13件)



3 条例案の概要

〔食育推進条例の制定は、九州では初。全国では4番目となる。〕

〔前文〕食育推進の決意

「食」に関する正しい知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を営む能力を培うことがきわめて重要であり、県、市町村、県民の連携と協働により、生涯にわたる健全な食生活の実現を目指して食育を推進する。

実現するための方策

〔第1章〕総則(第1~9条)

目的、基本理念、関係者の責務、役割等を規定。
目的 = 食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で豊かな生活の実現に資する。
基本理念 = 県民の心身の健康増進と豊かな人間形成に資する。食への感謝の念や理解が深まるよう食育を推進する。
食育は、県、市町村、県民の連携と協働で行われる。
関係者の責務、役割
・県の責務… 総合的施策を策定し、実施しなければならない。
・関係者の役割… 県民、教育関係者、農林水産業者、食品関連事業者の食育推進への努力義務

〔第2章〕基本的施策(第10~18条)

- 家庭、職場及び地域社会における食育の推進(第10条)
- 学校、保育所等における食育の推進(第11条)
- 生産者と消費者との交流の促進(第12条)
- 地産地消の促進(第13条)
- 食文化の継承のための取組の促進(第14条)

環境に配慮した食育の推進(第15条)
食育活動者の育成(第16条)
食育の推進に関する情報提供(第17条)
おおいた食の日及びおおいた食育ウィーク(第18条)

下支え

〔第3章〕大分県食育推進会議、大分県食育推進計画
大分県食育推進会議の設置 県食育推進計画の策定、その実施に関する事項を審議。委員25人以内(任期2年、再任可)
大分県食育推進計画の策定する 食育基本法に基づく県計画。食育に関する施策の基本方針、目標等を定める。

施行日：平成28年4月1日

大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について

1 改正内容

- (1) 県立佐伯豊南高等学校及び県立佐伯鶴岡高等学校の廃止
設置条例別表の高等学校の部の大分県立佐伯豊南高等学校の項及び大分県立佐伯鶴岡高等学校の項を削る。
- (2) 規定の整備
同部の大分県立佐伯豊南高等学校（平成二十五年度に設置されたものをいう。）の項中「（平成二十五年度に設置されたものをいう。）」を削る。

2 改正理由

「高校改革推進計画 後期再編整備計画」に基づき、県立佐伯豊南高等学校及び県立佐伯鶴岡高等学校を統合し、新たに県立佐伯豊南高等学校を平成 26 年 4 月に開校（設置は平成 25 年 10 月）した。

これに伴い、県立佐伯豊南高等学校及び県立佐伯鶴岡高等学校の生徒の募集を平成 26 年度から停止した。

生徒募集を停止した 2 校については、在籍している生徒への配慮として、平成 25 年度以前に入学した生徒が卒業するまでの間存続することとしているところ、平成 28 年 3 月をもってこれらの生徒が卒業するため、今回廃止するものである。

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

大分県立学校の設置に関する条例（昭和三十九年大分県条例第五十七号）

新旧対照表

新		旧	
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
高等学校の部	高等学校の部	高等学校の部	高等学校の部
名称	位置	名称	位置
大分県立高田高等学校	豊後高田市玉津一、八三四番地一	大分県立高田高等学校	豊後高田市玉津一、八三四番地一
略	略	略	略
大分県立佐伯鶴城高等学校	佐伯市城下東町七番一号	大分県立佐伯鶴城高等学校	佐伯市城下東町七番一号
略	略	略	略
(削る)	(削る)	大分県立佐伯鶴岡高等学校	佐伯市鶴岡町二丁目二番一号
(削る)	(削る)	大分県立佐伯豊南高等学校	佐伯市大字鶴望二、八五一番地一
大分県立佐伯豊南高等学校	佐伯市大字鶴望二、八五一番地一	大分県立佐伯豊南高等学校(平成二十五年度に設置されたものをいう。)	佐伯市大字鶴望二、八五一番地一
略	略	大分県立三重総合高等学校	豊後大野市三重町秋葉一、〇一〇番地
大分県立三重総合高等学校	豊後大野市三重町秋葉一、〇一〇番地	略	略
略	略	特別支援学校の部	特別支援学校の部
略	略	略	略
中学校の部	中学校の部	中学校の部	中学校の部
略	略	略	略
略	略	略	略
大分県立大分豊府中学校	大分市羽屋六番地一	大分県立大分豊府中学校	大分市羽屋六番地一

表中の……(破線)はその部分の名称及び位置の省略を表す。

大分県立屋内スポーツ施設基本設計者選定の結果について

平成27年11月22日に開催した第3回県立屋内スポーツ施設設計者選定委員会（第2次審査）において、最優秀者及び次点者が下記のとおり決定しました。

1 最優秀者

受付番号	応募者	所属事務所
4	能勢 修治	株式会社 石本建築事務所

【選定委員会講評】

建設地周辺の環境・景観に配慮し、ドームの巨大なスケールを周辺の里山の緑地になじませていくグラデーションとしての役割を持たせた外観の提案となっています。

アリーナ部分を含めた建物全体が武道場としての品格を備えるとともに「交流の土間」を利用したスポーツ振興に対するユニークな提案もなされ、施設としてのコンセプトが明確なことが特徴となっています。

また、自然採光や通風による自然エネルギー利用に関する合理的な提案もあり、最優秀者としました。

2 次点者

受付番号	応募者	所属事務所
10	永廣 正邦	株式会社 梓設計九州支社

